事例No.	1031
公表年度	R1
団体の属性	中核市
団体名	香川県高松市

事例区分	公営企業

タグ	・駐車場整備事業 ・公共施設活用 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	民間活用

事例内容・タイトル

市営駐車場の管理運営について民間活用の導入（指定管理者制度）

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介(令和元年12月号)

先進事例紹介



市営駐車場の管理運営について民間活用の導入（指定管理者制度）

高松市　都市整備局交通政策課

１．はじめに

高松市は、恵まれた風土と地理的優位性を生かし、四国の中枢管理都市として発展してきましたが、特に昭和63年の瀬戸大橋開通や平成元年の新高松空港開港、平成４年の四国横断自動車道の高松への延伸などにより高松市を取り巻く環境が大きく変化する中、平成11年４月、中核市に移行しました。

四国の中枢都市としての機能を持つ本市は、その都市活動上必要とされる駐車需要に対応するため、中心商業業務地区に駐車場整備地区を定め、民間駐車場との役割分担を図りながら、昭和43年から駐車場の整備を進めてきており、その効率的な運営に努めています。

２．本市における指定管理者制度の変遷等

平成15年９月の地方自治法の改正により、「指定管理者制度」が創設され、管理委託制度により運営している施設については、平成18年９月までに指定管理者制度による運営手法等への移行が必要となりました。これを受け本市においては速やかな移行を図るために、「高松市公の施設指定管理者制度導入指針」を定め、平成18年４月から対象施設に対し、順次制度を導入し、その後、平成26年度に、「指定管理者導入指針」を「指定管理者制度運用基本指針」に改め、運用面の充実を図ってきたところであり、平成31年４月１日現在、209施設の管理を指定管理者が代行しているものです。

３．市立駐車場の指定管理者

市立駐車場においては、県営駐車場との共有部分を有する高松シンボルタワー地下駐車場及び隣接２駐車場と、その他の中央駐車場ほか４駐車場について、各指定管理者に管理運営を委ねています。また、併設している自転車等駐車場も同様に管理運営を委託している他、レンタサイクル管理業務についても指定管理者の不可分業務として業務委託契約を締結し、管理業務を効率化しております。なお、指定期間は、５年間を一区切りとしており、これまでの経緯に

ついては、以下のとおりであり、現在、第Ⅲ期目の期間中であります。また、現在、供用中の市立駐車場の概要については、以下のとおりです。

これまでの経緯

年　月	事　　項
S43. 6	高松市駐車場条例　制定
H16. 9	高松市指定管理者導入指針　策定
H18. 4	指定管理者制度導入　第Ⅰ期（H18～H22）
H23. 4	第Ⅱ期指定管理者（H23～H27）
H25. 10	高松駅南交通広場駐車場　供用開始
H28. 4	第Ⅲ期指定管理者（H28～H32）





市立駐車場一覧表（駐車場整備地区内）

名　称	所在地	駐車台数	供用開始日	指定管理者	備　考
1．中央駐車場	番町 一丁目	106 215 計321	昭和43年９月１日 昭和58年４月１日	高松市立駐車場等管理共同企業体	
2．南部駐車場	観光通 一丁目	408	昭和62年１月14日		
3．美術館地下駐車場	紺屋町	144	昭和63年４月８日		
4．杣場川駐車場	城東町 一丁目	大型14 普通194 軽19	昭和63年４月８日		
5．瓦町駅地下駐車場	常磐町 一丁目	184 264 計448	平成９年４月15日 平成15年１月16日		
6．高松駅前広場地下駐車場	浜ノ町	396	平成13年５月13日	シンボルタワー開発㈱	
7．高松シンボルタワー地下駐車場	サン ポート	139	平成16年３月30日		県と共有（全体219台：80台県営）
8．高松駅南交通広場駐車場	浜ノ町	36	平成25年10月１日		
計		2,119			

4．指定管理者制度導入後の具体的な効果

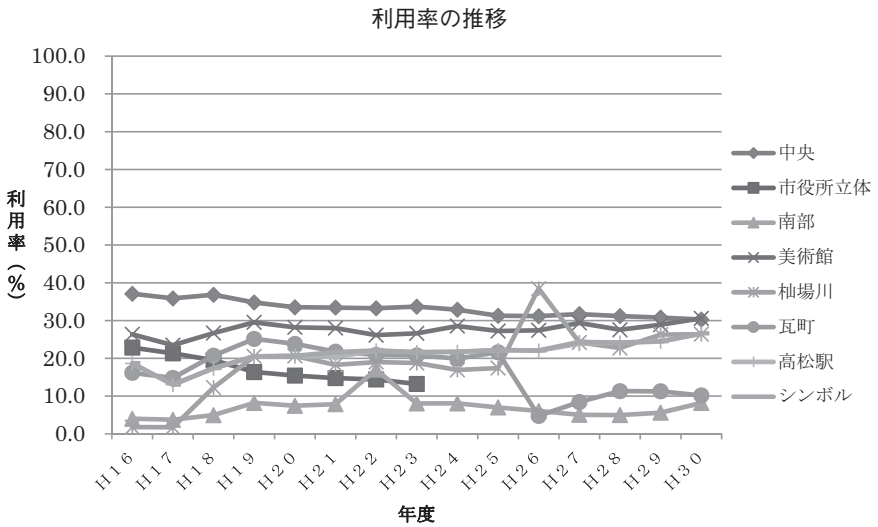
この制度の目的は、多様化する利用者ニーズにより、迅速かつ的確に対応するため、駐車場の管理・運営の経験が豊富な民間ノウハウを活用し、駐車場事業の企業性の向上を図るものです。

施設の管理権限を指定管理者が有することから、小規模修繕等については、本市に同意を得ることなく、自らが柔軟に実施しスピーディな対応が可能となっていることや、イベント等に応じて適宜サイン表示（別添写真）を行い、サービスの向上に繋がっています。

また、現在は、利用料金制を適用しておりませんが、使用料の増収を図る観点から、報奨金・違約金制度の導入により、経営努力を促し、モチベーションの向上を図るとともに、管理経費の削減等を図っています。なお、公営駐車場という基本的な趣旨から、民間駐車場との兼ね合いもあり、料金体制の見直しは容易ではなく、数字上では、年間の駐車台数も指定管理者制度導入前から増加はなく、ほぼ横ばい状況となっております。



（別添写真）高松まつり開催に伴う閉場時間延長案内



平成30年度利用者アンケートの結果（高松市立中央駐車場の一部項目抜粋）

調査人数	267人
利用頻度	①数カ月に1、2回43%　②毎月30%　③毎週18%
施設の管理状況	①普通43%　②満足31%　③やや満足18%
利用料金	①普通40%　②満足28%　③やや満足17%
営業時間	①普通48%　②満足34%　③やや満足12%
係員の対応	①普通43%　②満足37%　③やや満足19%

５．利用者アンケート及びモニタリング

駐車場利用者の利便性の向上や、従業員の接遇向上等のため、毎年、指定管理者が利用者アンケートを実施しており、この結果を基に、本市が評価（モニタリング）を行い、評価結果をホームページ等に公表しています。指定管理者は､評価結果を受け､事前精算機及び電子マネー対応型の券売機を新規に導入する等､利用促進･サービス向上に取り組んでいます。

６．今後の課題

本市の市営駐車場事業を取り巻く環境は､社会、経済状況の変化や、民間駐車場の増加･低料金化、公共交通利用促進施策などにより、駐車需要は低下しており、今後も駐車場料金収入の大幅な伸びは期待できないものと考えています。

また、本市では、平成25年９月に公共交通利用促進条例を制定し、公共交通の利用促進に努めているところです。過度に自動車に依存しない、公共交通や自転車等を利用する社会の実現を目指す中で、今後、公共駐車場の需要が減少する可能性もあります。

このような経営環境下ですが、現段階では個々の駐車場では依然として必要性があり、安定的に駐車場を供給するため、健全な駐車場経営を目指す必要があります。

このため、個々の駐車場の必要性や駐車場管理における取り組むべき課題と方針を明らかにし、経営の効率化・健全化を図るため、平成27年度から10年間を計画期間とする市立駐車場中期経営計画を策定し、施設の経年劣化への対応及び集客力の向上と収益促進に向け取組を進めており、今後も状況の変化に対応しながら、指定管理者と連携して各施設に即した対策を検討していきたいと考えております。

